厚生委員会資料

令和４年２月２４日

福祉部高齢者福祉課

**高額介護サービス費の追加支給について**

介護保険には、介護サービスを利用した際、１ヶ月に支払った自己負担額の合計額が基準額を超えた場合に、その超過分を支給する制度（高額介護サービス費）がある。

このたび、支給対象者のうち、公費負担医療の対象者に係る自己負担額の算定において、高額介護サービス費の支給が過少となっていることが判明したため、追加で支給を行う。

**１．概要**

介護保険システムで高額介護サービス費を算定する際、公費負担医療の対象者が訪問看護などの介護サービスを利用したときの自己負担額についてもこれに含めて計算するべきところを、含めていなかった。このため、支給額に不足が生じた。

なお、他の複数の自治体においても同様の事象が生じていることを確認している。

**２．対象者数・金額**

対象者数：約90名　金額：計約80万円

　※　調査中につき増減の可能性あり

**３．区の対応について**

（１）システムの開発・保守業者に対し、対象者・金額の速やかな確定作業および法に適合した仕様となるようシステムの改修を依頼済みである。

（２）システム改修後に対象者に対し、速やかに追加の支給を行う。